

環境整備活動記録

第 37 期 1 月度

2018 年 12 月 17 日

～ 2019 年 1 月 20 日

北澤副理事長, 田中理事, 白井理事

荻野理事, 永野専門委員

植栽定期保守活動

植栽の定期保守作業（落葉樹剪定と施肥）が行われ、適正に実施されたことを確認した（1/15～1/19）。

- * 昨年度の台風時の教訓から高木・中低木の枯れや腐食に特に注意して実施するように桐屋造園に依頼した。
- * 隣接する住戸に対する眺望権の侵害・樹液・害虫（主にケムシ）・落葉等の影響を最小化するため 1 号棟南西側のコナラ、2 号棟南西側のミズキについて強剪定を実施した。また 3 号棟北西側縦列駐車区画（特に 3 台目、意見・質問書の提出あり）横のコナラについて樹液・害虫（主にアブラムシ）の影響を極力抑えるために思い切った強剪定を実施した。

植栽スポット保守活動

① マンリョウの切除

4 号棟南側（遊歩道南側）のクチナシの中に混生していたマンリョウを切除した。他のマンリョウについては本来の植生を乱すものではないと判断しそのままとした。

② 落葉の掃き出し

昨年同様に施肥の効果を最大限とするために、灌木の下に過剰堆積した落葉の掃き出しを可能な限り実施した。実施場所は 1 号棟西側、3 号棟東側、3 号棟西側/南西側、4 号棟南側の 6 本ケヤキ周りなど。

③ 花樽ヒペリカムの補植

昨年 3 月にスポットで委嘱した 2 個の花樽のヒペリカムの生育が思わしくないが、枯れ保証として今年 3 月に無償で補植する旨の回答が桐屋造園よりあった。

環境美化活動

今月確認された不適切なゴミ処理の例は以下の通り。

- * 不燃カゴの近くに座椅子の投棄あり。20 日が粗大ゴミ受付最終日のため粗大ゴミ

置場に移動した（12/19-3号棟）。

- * キルティング（本来は粗大ゴミ）等が「布類」に混入（12/20-1/5/7号棟）。
- * 「布類」が不透明な袋（本来は透明または半透明の袋）で出されていた（12/20-1/7号棟）。
- * コンテナの中に布類・雑紙等のすでに回収の終了した資源ゴミの投棄あり（12/29-3号棟）。
- * 鉢土捨て場に蛍光灯の投棄あり（12/29-7号棟）。
- * 年末・年始で閉鎖されたゴミ集積所に可燃ゴミ2袋の違法投棄あり（1/3-3号棟）
- * 資源プラスチックネットの中に多数のアルミ大皿・大小紙製ボール・割箸・ティッシュ・ミカン等の食べ残しなどが入った黒いビニール袋の投棄あり。当然志木市では回収しなかったため、資源プラスチックと可燃ゴミに分別処理した（1/7-3号棟）。

その他

- ① 不燃ゴミ・資源プラスチックの回収最終日に年内回収は終了した旨の掲示を資源プラスチックのフックにかけ、ビルメンさんに資源プラスチックのネットの撤収と保管を依頼した（12/24）。
- ② カラスによるものと思われるゴミの散乱が見られた（1/4-3号棟1号階段と2号階段でいずれも北側ベランダに保管中の生ゴミ等の可燃ゴミ、1/4と1/17-5号棟エレベーターホール南側遊歩道）。

専用庭植栽について

- * 前回理事会開催日時点で一部に改善が見られたものの、いまだ「専用庭使用細則等」に抵触すると思われる15戸について、理事会の決議に基づく新たな文書を作成し送達した。（15戸中2戸は空室となっているので所有者に直接郵送した。）
- * 報告日現在で15戸中9戸に改善が確認された。この中には桐屋造園の定期保守の際に依頼して改善されたケースが4件含まれる。引き続き経過を観察し、「専用庭使用細則等」に準拠した状況を現出するまで指導を徹底してゆくものとする。

外壁等の清掃

1 月度理事会の議決承認事項参照（見積り詳細は受領しているが、東急コミュニティーからの正式な見積書の提出がまだない。最初の発議より相当の期間が経過しているので、正式の見積書は見積り詳細の金額を超えないことを条件に検討する。）

以上